

神奈川県内広域水道企業団

情報共有システム試行要領

令和 8年 1月

神奈川県内広域水道企業団

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する工事及び計画調査委託における受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上を図るため、「情報共有システム」を試行するにあたり、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

情報共有システムとは、公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 受注者（請負人）

工事における受注者とは、次号にいう発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主にいう。ただし、監理技術者や主任技術者などの関係者も含めることができる。

計画調査委託における受注者とは、業務の管理及び統括等を行う管理技術者を主にいう。ただし、照査技術者などの関係者も含めることができる。

(3) 発注者

工事における発注者とは、前号にいう受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督員を主にいう。ただし、検査員や発注担当所属職員などの関係者も含めることができる。

計画調査委託における発注者とは、受注者に対する協議等の職務を行う監督員を主にいう。ただし、検査員や発注担当所属職員などの関係者も含めることができる。

(4) 帳票等

本要領における帳票等とは、工事共通仕様書（企業団）及び計画調査委託共通仕様書（企業団）で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」等の行為に必要な帳票及びその添付資料のことをいう。なお、「情報共有システム」による打合簿等の「発議・提出・受理」などの処理を行うことで、「書面」として有効であり、紙と同等の原本性を担保するため、業務中においては帳票の変更履歴を記録されている必要がある。

(試行対象)

第3条 企業団が発注する工事及び計画調査委託を対象とする。情報共有システムの利用にあたっては、発注者が指定する場合の他、受注者の申し出がある場合に、受発注者間で協議のうえ決定する。ただし、地方公営企業法施行令第21条の

13 第1項に定める随意契約によることができる金額以下の工事及び計画調査委託については対象外とする。

(アクセス権限)

第4条 情報共有システムにアクセスすることができる者は、受注者及び発注者に限るものとする。第2条第2号ただし書及び第2条第3号ただし書における関係者のうち誰を含めるかについては、受注者の現場代理人と発注者の監督員における協議のうえ決定するものとする。

(試行手続)

第5条 本要領に基づき協議した内容については、工事打合せ簿等の書面に記録し、受注者は施工計画書の作成にあたって協議内容も含めるものとする。

(機能要件等)

第6条 本要領において利用できる「情報共有システム」は、国土交通省の「電子納品に関する要領・基準」のホームページに掲載している「情報共有システム提供者における機能要件（最新版を適用）」を満たすものの中から、受発注者間で協議し決定する。ただし、他の情報共有システムを利用する場合は、事前に受発注者間で協議のうえ、利用の判断を行うことができる。

http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

- 2 受注者は情報共有システム提供者のデータを保存するサーバーが、日本国内に設置されていることを確認するものとする。
- 3 受注者は、「情報共有システム」において、奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用を開始するまでに「情報共有システム」の奨励環境を用意するものとする。
- 4 システムの提供方法は、ASP方式（情報共有システム提供者が情報共有システムの機能を提供する方式をいう。）とする。

(対象とする機能要件)

第7条 情報共有システム提供者が提供するサービス（機能）の中で、利用可能なサービス（機能）は、別表1のとおりとする。

(対象とする帳票)

第8条 「情報共有システム」で対象とする帳票は、別表2を参考にして着手前に受発注者間で協議のうえ決定する。

(遠隔臨場)

第9条 「情報共有システム」に搭載された遠隔臨場支援機能を利用して、「段階確認」、「材料確認」、「立会」等を実施する際は、『神奈川県内広域水道企業団建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従うものとする。

(検査)

第10条 完成検査、出来形検査、中間技術検査においては、受発注者及び検査員との協議のうえ「情報共有システム」内の電子データを利用し検査することも可能とする。

(データ移管)

第11条 完成検査の終了後、受注者は「情報共有システム」内の電子データを速やかに保存し、必要な書類の保管を行うものとする。

(電子データの納品)

第12条 この要領に基づき作成した帳票等は、受発注者間で協議のうえ、電子データの納品を行うものとする。

(データの保存)

第13条 受注者が前条の規定により電子データの納品をうけた場合、当該電子データは公文書管理規程第27条第5項の規定にしたがって、適切に管理されなければならない。

(利用に係る経費)

第14条 「情報共有システム」の利用に係る工事（建築工事除く）の経費（登録料及び利用料等）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。

2 測量・調査・設計（建築工事除く）業務については、各諸経費※の率計上分に含まれる。

※測量業務：間接測量費 地質調査業務：業務管理費

設計業務：間接原価

3 建築工事については、共通仮設費に設計変更にて積上げ計上する。

(利用上の留意点)

第15条 受発注者は、以下の項目について留意して利用するものとする。

（1）関係者への利用権限の付与、利用の習慣化

（2）ID・パスワードの管理の徹底

（3）フォルダ構成の統一

(4) 通信環境の整備

(情報漏えいの防止)

第 16 条 受発注者は、当該業務において知り得た情報及び個人情報等の保護の重要性を認識し、情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等の個人情報を含めた情報の適切な管理を行うものとする。

(災害時等の対応)

第 17 条 大規模災害等で、ネットワーク回線の不通や、システムの故障が長期化し利用できない事態が生じた場合には、紙面により帳票の提出等を行うものとする。

なお、既に情報共有システムに保存された情報については、受発注者間で協議のうえその取扱い（検査時の対応等）を定めるものとする。

(その他)

第 18 条 本要領に定めがない事項に関しては、「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン（国土交通省）」を準用するほか、受発注者間で協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 月 1 日から適用する。

情報共有システムにおける利用するサービス機能一覧表

別表 1

機能	利用可能=● 利用不可=×	備考
工事基本情報管理機能	●	
掲示板機能	●	
スケジュール管理機能	●	
発議書類作成機能	●	
ワークフロー機能	●	
書類管理機能	●	
工事書類等入出力・保管支援機能	●	
オンライン電子納品機能	×	
遠隔臨場支援機能	●	
工事情報提供機能	●	
データ・システム連携機能	×	
システム管理機能	●	

※上記によりがたい場合は、受発注者間で協議のうえ決定する。

情報共有システム試行対象帳票一覧表（参考例）

別表2

	NO.	帳票 名称		試行における帳票の 基本的な取り扱い	
		(工事)	(計画調査委託)	提出方法	ASP 保存対象
設計図書	1	設計書（金抜）		—	●
	2	特記仕様書		—	●
	3	設計図面		—	●
	4	その他		—	△
契約関係 (契約)	5	工事請負契約書 (写)	○○委託請負契約書 (写)	書面	●
	6	その他		書面	△
契約関係 (変更)	7	工事請負変更契約書 (写)	変更契約書（写）	書面	●
	8	工期延長承認申請書	履行期間延長承認 申請書	書面	●
	9	その他		書面	△
着手時	10	工事着手届	業務着手届	書面	●
	11	工程表		書面	●
	12	現場代理人届	工事管理者届	書面	●
	13	主任技術者等選任届	管理技術者等届	書面	●
	14	工事費（変更）内訳明細書		書面	●
	15	コリンズ	テクリス	書面 or 電子	●
	16	監督員任命（変更）通知書		書面	●
	17	その他		書面	△
完成・ 完了時	18	工事完成届		書面	●
	19	工事出来形検査申請書		書面	●
	20	出来高調書		書面	●
	21	工事引渡書	成果品引渡書	書面	●
	22	その他		書面	△
施工計画	23	施工計画書	業務計画書	ASP	●
	24	その他		△	△
承諾申請	25	承諾申請書（機器・ 施工図・使用材料等）	-	ASP	●
	26	その他		△	△
施工体制	27	施工体制台帳	-	ASP	●
	28	施工体系図	-	ASP	●
	29	その他		△	△

施工管理	30	工事打合簿	業務打合簿	ASP	●
	31	主要材料検査簿	-	ASP	●
	32	受領書・借用書・ 支給材料受払簿 (支給材料関係)	-	ASP	●
	33	工事目的物の部分(一部) 使用の承諾		ASP	●
	34	報告書 (関係機関協議等)		ASP	●
	35	監督員指示書		ASP	●
	36	設計変更協議書・設計変更通知書 (設計変更関係)		ASP	●
	37	その他		△	△
	38	統括安全衛生管理 義務者指名通知書	-	ASP	●
安全管理	39	工事安全点検表		ASP	●
	40	事故速報・事故報告書		ASP	●
	41	その他		△	△
	42	日報	業務状況報告書	ASP	●
工程管理	43	工程表・休日作業届		ASP	●
	44	その他		△	△
	45	出来形管理資料		ASP	●
品質管理	46	その他		△	△
	47	品質管理・品質証明資料		ASP	●
	48	照査報告書		ASP	●
その他	49	その他		△	△
	50	健康診断報告書(検便)		書面 or 電子	×
	51	再生資源利用・ 促進計画書(実施書)	-	書面 or ASP	●
	52	再生資源化等報告書	-	書面 or ASP	●
	53	産業廃棄物管理票	-	書面 or 電子 or ASP	●
	54	その他		△	△

【凡例】

- ・「●」 … ASP への保存対象とする。
- ・「△」 … 受発注者間で協議のうえ決定する。
- ・「×」 … ASP への保存対象としない。

【備考】

- ・ASP 以外の手段(書面・電子メール等)で提出された帳票を ASP へ保存する場合、
必要に応じて帳票の電子化(PDF 等)を行ったうえ実施する。